

日野市立小・中学校に おける働き方改革推進 プラン_改定版

令和7年3月
教育部教育指導課



改定履歴



版数	制定（改定）年月日	改定の概要及び理由	承認
1.0	2019/3	*初版	2019/3
2.0	2025/3	*初版制定後内容の見直し	2025/3



1. 目的	4 頁
2. 目標値	5 頁
3. 取り組みの方向性	6 頁
4. 具体的な取り組みの方向性	
(Ⅰ) 学校・教員が担うべき業務の精査	7 頁
(Ⅱ) 役割分担の見直しと外部人材の活用	8 頁
(Ⅲ) 負担軽減・業務の効率化	10 頁
(Ⅳ) 働く環境の改善	11 頁
(Ⅴ) 意識改革・風土改革	12 頁



1. 目的

教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備するとともに働き方に対する教員の意識改革により、教育の質の向上を図る。

時代の変遷とともに学校を取り巻く環境も大きく変わってきています。家庭環境の複雑化、多様化、学校や教員に対する要望の拡大、地域社会との細やかな連携の必要性、教員の業務領域拡大、資質の向上が求められています。

そのような中で、近年問題視されてきているのが、教員の長時間労働です。教員の長時間労働の解消を目指し、学校における働き方改革を推進するために平成31年3月に「日野市立小・中学校における働き方改革推進プラン」を策定し、各校が創意工夫の上、取り組んできました。日野市においては、平成30年6月の教員勤務実態調査では、月当たりの時間外在校等時間が45時間を超えている教員は、小学校365名、中学校246名でした。令和6年6月において月当たりの時間外在校等時間が45時間を超えている教員は、小学校199名、中学校125名でした。学校の働き方改革はこれまでの取組により着実な成果を上げてきているところですが、長時間労働の解消は道半ばです。

令和6年3月に東京都教育委員会は「学校における働き方改革推進に向けた実行プログラム」を策定しました。東京都のプログラムは、日野市教育委員会の取組内容と方向性が近い関係であることから、日野市のプログラムの内容、取組状況を見直し、及び点検しましたので「日野市立小・中学校における働き方改革推進プラン」を改定いたしました。

また、令和6年度からスタートした「第4次日野市学校教育基本構想」では、「すべての“いのち”がよろこびあふれる今と未来をつくっていく力」を教育理念とし、みんなが当事者としてプロジェクトを推進していくことを求めています。教員が安心して挑戦し、健康で過ごすことができることはとても大切であり、第4次日野市学校教育基本構想の実現をしていく上でも、学校の働き方改革の推進は重要であると考えています。

2. 目標値



目標値

1か月の時間外在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。

- ◎平成30年6月に成立した「働き方改革関連法案」の残業時間の上限規制に則り、平成31年1月25日、文部科学省から「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が示されました。
- ◎本プランにおいても、文部科学省ガイドラインを取り入れながら、数値目標を達成できるよう目指します。



3. 取り組みの方向性及び推進期間

取り組みの方向性

- (Ⅰ) 学校・教員が担うべき業務の精査
- (Ⅱ) 役割分担の見直しと外部人材の活用
- (Ⅲ) 負担軽減・業務の効率化
- (Ⅳ) 働く環境の改善
- (Ⅴ) 意識改革・風土改革

◎令和6年3月策定の東京都教育委員会「学校における働き方改革推進に向けた実行プログラム」では、取組の方向性として上記のように5つの柱を示しています。

◎本プランでは、上記東京都の方向性を踏まえ、具体的なプログラムを推進してまいります。

推進期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで



4. (I) 学校・教員が担うべき業務の精査

(Ⅰ) 学校・教員が担うべき業務の精査									
都や他市事例、また各学校からの提案等をもとにしながら、業務の精査を実施									
取組みの方向性		(Ⅰ) 学校・教員が担うべき業務の精査、並びに役割分担の見直し (Ⅱ) 地域の協力を得ながら具体的に推進する業務の整理							
取組		内容			令和6年度まで (達成状況)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
(Ⅰ) 学校・教員が担うべき業務の精査、並びに役割分担の見直し									
学校・教員が担う業務の適正化の推進		役割分担、以下同じ ◎体制・環境の整備、又は方針等策定 ○実施者		働き方改革の3分類（①基本的には学校以外が担う業務、②学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務、③教師の業務だが、負担軽減が可能な業務）を踏まえ、教員が教員としての職務に専念し、子供たちと向き合う時間を十分に確保し、質の高い教育を実践できるよう、業務の精査役割分担の見直しを実施	新規				
		市教委	◎						
		学校	--						
(Ⅱ) 地域の協力を得ながら具体的に推進する業務の整理									
学校・家庭・地域の連携強化とそれに向けた相互の意識改革に基づき、協力活動を推進		市教委	--	登下校時の見守り活動、通学路のパトロールの方法や在り方の検討・実施	継続				
		学校	○						
		市教委	--	学校行事・学校運営等に関する保護者・地域のサポート（コミュニティ・スクールのサポート）	継続				
		学校	○						



4. (Ⅱ) 外部人材の活用

(Ⅱ) 外部人材の活用

外部人材を活用し学校を支える人員体制の確保を行います。

取組みの方向性	(Ⅰ) 学校を支える人員体制の確保
---------	-------------------

取組	内容	令和6年度まで (達成状況)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
----	----	-------------------	-------	-------	-------	--------

(Ⅰ) 学校を支える人員体制の確保

Ⅰ) 外部人材の配置及び活用

① 小学校副担任相当 (エデュケーション・アシスタント) の配置継続及び実施	市教委	◎	小学校副担任相当の業務支援による学校支援。 支援学年担当教員時間外在校等時間経過の計測による評価。	新規						
	学校	○								
② SSS(スクール・サポート・スタッフ)の配置継続及び実施	市教委	◎	SSS業務範囲の可視化と各校の業務選択により、役割明確化運用。 学校全体の教員時間外在校等時間経過の計測による評価。	継続						
	学校	○								
③ 副校長補佐の配置拡充及び継続の実施	市教委	◎	副校長補佐の配置拡充 副校長業務の継続支援 副校長補佐の業務範囲の可視化 (教員以外の勤怠管理業務・調査業務など)	継続						
	学校	○								



4. (Ⅱ) 外部人材の活用

取組	内容			令和6年度まで (達成状況)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
(1) 学校を支える人員体制の確保								
2) 部活動改革の推進								
①「日野市における部活動に関する方針」に基づく負担軽減	市教委	◎	「日野市における部活動に関する方針」を踏まえた休養日及び活動時間等に対する基本方針の設定・取組の推進	方針改訂				
	学校	○						
② 部活動指導員等の活用	市教委	◎	「日野市における部活動に関する方針」を踏まえながら、部活動の顧問として技術的な指導ができる外部人材活用	継続				
	学校	○						
③ ひのスポ！ひのカル！との連携	市教委	◎	日野型地域クラブ活動「ひのスポ！ひのカル！」と連携した部活動の地域展開の推進	継続				
	学校	○						



4. (Ⅲ) 負担軽減・業務の効率化

(Ⅲ) 負担軽減・業務の効率化

取組みの方向性		業務の3S化（【簡略化】、【標準化】、【専門化】）の継続						
取組	内容		令和6年度まで （達成状況）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
教員が授業や授業準備等、教員としての職務に専念し、質の高い教育を実践できるよう、校務の改善・効率化を図る。								
業務の3S化 （【簡略化】、 【標準化】、 【専門化】） の継続	市教委	--	「学校行事」等の改善・見直し	継続				
	学校	○						
	市教委	◎	保護者等への情報発信の工夫 （保護者連絡ツールや学校Web頁等を活用） ※国、都、市からの通知で、学校を経由せず市教育委員会から直接保護者に通知することが効率的で学校の事務負担の軽減に繋がる通知の発信	新規				
	学校	○						
	市教委	◎	スクール・ロイヤー活用 （相談内容や課題解決の情報共有）	新規				
	学校	○						
	市教委	◎	余剰授業時数や学校行事の精選等、教育課程についての指導・助言の実施	新規				
	学校	--						



4. (Ⅳ) 働く環境の改善

(Ⅳ) 働く環境の改善	
取組みの方向性	ICTを活用した業務の継続

取組	内容			令和6年度まで (達成状況)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
教員が安心してかつ意欲的に働き続けられるよう、教員の働く環境の改善策を検討								
DXの推進	市教委	◎	テレワーク等、新たな働き方の選択肢の提供	新規				
	学校	○						
	市教委	◎	情報の電子化、データ化による教員間での情報共有	継続				
	学校	○						
	市教委	◎	業務のDX推進	継続				
	学校	○						



4. (V) 意識改革・風土改革

（Ⅴ）意識改革・風土改革

取組みの方向性	保護者・地域社会に対し周知・啓発を実施し、理解の促進を図る							
取組	内容			令和6年度まで （達成状況）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
学校や教員の主体的な取組を支援するとともに、保護者・地域社会に対し周知・啓発を実施し、理解の促進を図る								
① 教員一人一人の意識改革の継続的な実施	市教委	◎	「自己申告書」による、教員一人一人の働き方と自己評価の実施	継続				
	学校	○						
② 時間外在校等時間の管理	市教委	◎	出退勤管理システムによる時間外在校等時間の継続管理・見える化	継続				
	学校	○						
③ 働き方改革に関する好事例の収集・共有	市教委	◎	市教育委員会などの学校の働き方改革に関する好事例を収集及び学校内での共有	新規				
	学校	○						
④ 学校・家庭・地域の連携強化に向けた周知啓発	市教委	◎	家庭、地域に対し、働き方改革への取組を周知し、理解を求める	新規				
	学校	○						